

収益認識会計基準の開示に関する改正案等、公表議決—ASBJ

去る10月25日、企業会計基準委員会は第419回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

中期運営方針

ASBJの今後3年間の基本的な方針を示す中期運営方針について、これまでの議論を踏まえ、文案が示された。

委員からは、特段の反対意見は聞かれず、中期運営方針の公表について承認された。

収益認識会計基準等の改正案

前回の親委員会（2019年11月1日号（No.1560）情報ダイジェスト参照）に引き続き、収益認識会計基準等の改正案の文案の検討が行われた。

コメント期限は2020年1月10日を予定している旨が示された。

委員からは、特段の意見はなく、出席委員全員の賛成で公表議決された。

会計上の見積りの開示に関する会計基準案

第29回ディスクロージャー専門委員会および前回の親委員会

2020年1月10日予定）
会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準案

に引き続き、見積りの不確実性の発生要因に関する注記情報の充実のために「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」の文案の検討が行われた。

前回からの内容変更として、これまで使用していた「企業固有の情報」という用語をより丁寧に説明した次の文案が示された。

（開示目的）

17項 会計上の見積りは、企業の置かれている状況に即して行われるものであることから、会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解できるように必要な情報を開示する必要があると考えられる。また、企業の置かれている状況に加えて、企業による当該状況の評価に関する情報を開示することも財務諸表利用者が財務諸表を理解するために有用であると考えられる。

委員からは賛成意見が多く聞かれ、出席委員全員の賛成で公表議決された（コメント期限は

金融商品の認識の中止は、プロジェクトの範囲に含めない。
(3) 国際的な整合性を図る対象程度、個別財務諸表上の取扱いは、

開発過程で検討する。

(4) 金融商品の分類および測定
まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行い、その後、分類および測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。なお、今回のプロジェクトの過程で適時に基準の開発に関するスケジュールを示す。

(5) ヘッジ会計
開発に着手しない。

なお、金融資産の減損については、次のような事務局提案が示された。

「金融資産の減損」について開発に着手するという事務局の提案に対しては特段反対する意見はなく、予想信用損失モデルに基づく「金融資産の減損」の開発に着手することとしてはどうか。なお、減損に関する会計基準の開発に着手する場合の特に検討すべき事項については、前回の審議で聞かれた意見を参考にして対応を図っていくことと

委員からは、賛成意見が多く聞かれ、開発に着手することについて、承認された。

リース会計

第89回リース会計専門委員会（2019年11月1日号（No.1560）情報ダイジェスト参照）で行われた不動産に関する議論の内容が紹介され、検討された。

専門委員会で一般社団法人不動産協会が参考人として次の点について説明した。本委員会でもその内容が紹介された。

- ・日本の不動産賃貸借の特殊性（欧米比較）
- ・普通建物賃貸借の特殊性
- ・サブリース（日本のマスターリース事業の特殊性）

委員からは、「国によって不動産法制度は異なり、何が日本特有の制度か判断するのは難しいのでは」という意見があり、事務局からは「そのとおりであり、IFRSは各国の法制度や税制に踏み込まないスタンス」との説明があった。

金利指標改革に関する基準を 2020年春までに開発へ

—IASB J、金融商品専門委

去る10月23日、企業会計基準委員会は第147回金融商品専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

金利指標改革に関する論点への対応

金利指標改革に起因する会計上の論点について、日本会計基準、IFRS、米国会計基準の現在の状況を概観したうえで今後の進め方について議論した。今後の進め方について、事務局が提示した案は次のとおり。

- ・今後、親委員会において、本件について会計基準の開発に着手するか否かの審議を行う。
- ・仮に会計基準の開発に着手することとなった場合、金利指標改革に関連する論点の全体について、IASBのようにフェーズ分けするのではなく、まとめて公開草案を公表することが望ましい。フェーズ分けをする場合の問題点としては次の事項が考えられる。

- ① IASBでは、金利指標置換前の論点（フェーズ1）と金利指標改革以後の論点（フェーズ2）で検討を分けているが、フェーズ1の結果がフェーズ2に影響を与える可能性があり、フェーズ分けすることにより手戻りが発生するリスクも生じる。
- ② 一部の論点のみを先に検討する場合、公開草案の公表やコメント募集期間を複数回設定する必要があるため、運用が複雑となり、また、全体の完了時期が遅延する可能性がある。

- ・全体についてまとめて公開草案を公表する場合、2020年2月ないし3月までに公開草案を公表することを目標とすることが考えられる。
- ・その場合、基準の最終確定が2020年4月以降になるが、2020年3月決算に間に合うように進めたい。

フェーズ分けをせずにまとめ

投資のハナシ 裏表

売買手数料がゼロに

三田 哉

10月7日にE*TRADEが米国株・ETF・オプションのオンラインでの売買手数料をゼロにすると発表した。同日、Charles Schwabもまったく同じ内容の発表をした。米国では、オンラインでの株の売買手数料がゼロの時代がやってきたのである。リテール証券会社の収益の柱は、売買手数料なのだが、これをゼロにしてしまおうというのは、驚きの決断である。

一方、日本ではどうだろうか。オンライン証券の代表格2社をみてみる。さすがに米国のように完全無料とはいかないように、2社とも、「1日で10万円までの約定については手数料をゼロ」としている。とはいっても、「1日で10万円」はすぐに超えてしまふ額なので、手数料無料になるよう取引しようとする、100万円の注文をした場合は、10営業日に分割して出す必要があり、現実的でない。手数料無料といつよりも、売買代金の一部を割引するサービスと考えたほうがよい。

やはり、日本で手数料無料はまだまだ先の話なのかと思ったら、そうではなかった。あまり知られていないと思うが（そついで）私も知らなかった、日本にも売買手数料完全ゼロの証券会社が存在している。（株）スマートプラスという会社が売買手数料をゼロにしている。

売買手数料無料とするリテール証券会社は、何から収益を得るのだろうか？ よく知られているのは、預かり資産からの報酬（フラップ口座手数料・投資信託の信託報酬）がある。さらに、信用取引から得られる意外な収入がある。信用取引では、売買手数料に加えて金利収入が得られるのだ。

これは、ビットコインの信用取引においては、金利ではなく管理手数料という名目で報酬を得ている。米国の流れを受けて、日本でもオンライン証券会社が売買手数料ゼロとするところがさらに現れるかもしれないが、簡単に追いつけない事情が日本の証券会社にはある。米国では、委託手数料収入が伸びているなかで手数料切下げ競争が行われているのだが、日本では委託手数料収入が伸びていない。だから、安易に米国の真似をするわけにはいかない。

しくみはこうである。顧客が信用買いをしたときは、株を買う資金を証券会社から借りている状態になるので、借りた資金の金利を証券会社に払わなければならない。逆に、信用売りをしたときは、売却代金を証券会社に預けていることになるので、証券会社から金利を受け取ることができる。これらの金利に預貸スプレッドをつけることで、証券会社は利ざやを稼ぐことができるのである。

これは、ストックに比例する手堅い収入源だ。参考となるのは、売買手数料を無料としているビットコイン取引所のやり方だ。彼らにはビットコインの信用取引において、金利ではなく管理手数料という名目で報酬を得ている。

まだまだ先の話なのかと思ったら、そうではなかった。あまり知られていないと思うが（そついで）私も知らなかった、日本にも売買手数料完全ゼロの証券会社が存在している。（株）スマートプラスという会社が売買手数料をゼロにしている。

これは、ビットコインの信用取引においては、金利ではなく管理手数料という名目で報酬を得ている。

米国の流れを受けて、日本でもオンライン証券会社が売買手数料ゼロとするところがさらに現れるかもしれないが、簡単に追いつけない事情が日本の証券会社にはある。米国では、委託手数料収入が伸びているなかで手数料切下げ競争が行われているのだが、日本では委託手数料収入が伸びていない。だから、安易に米国の真似をするわけにはいかない。

て公開草案を公表することについて、専門委員からおおむね同意を得た。

ASAF会議の報告

今年10月に開催されたASAF会議の内容が報告された。

(1) 動的リスク管理(DRM)

IASBによるDRMの会計処理に関するコア部分についての説明、およびアウトリーチの方法に関する意見交換が行われた。

ASAF会議では、アウトリーチ活動を支持する声が多く聞かれたとのこと。

ASBJも他の出席者同様、アウトリーチ活動への支持を表明した。そのうえで、「これまで

での議論では、アウトリーチの対象として作成者に焦点が強く当てられているとの印象を受けるが、利用者に考慮することも重要である」旨の意見表明を行い、おおむね賛同を得た。

(2) I-BOR改革および財務報告への影響

IASBスタッフが想定しているフェーズ2の論点を示したうえで、その他検討すべき潜在的な論点の有無についてASAFメンバーに質問が行われた。

この会議でASBJは、「FASBが公表した公開草案を参考にすることも有用だ」等の意見表明を行い、おおむね同意を得た。

業、コモディティ、金融業など消費者向けの性格が薄いセクターについては除外される可能性がある。

また、事業規模として、個別報告書の提出義務がある7億5,000万ユーロ以上の売上高を計上する企業グループを対象とすることが検討されている。

市場国に新しい課税権を認めるルール

OECD事務局提案は、シンプルなルールとして、市場国における売上高が一定額以上の企業グループを、当該市場国での課税対象にすることを提案している。

基準となる売上高は、市場規模等によって異なる数値が適用される可能性がある。

利益配分ルール

Amount A、Amount BおよびAmount Cとどう3つの種類の利益算定ルールを適用することが提案されている。

Amount Aは、市場国に子会社や恒久的施設を有しているか否かにかかわらず適用されるルールであり、多国籍企業グループのみなし残余利益の一部について、市場国の課税権を認めるものである。一部報道では、

利益率10%を超える部分を「みなし残余利益」とすることが候補とされているようである。

Amount BおよびAmount Cは、市場国に子会社や恒久的施設を有している場合にのみ適用されるルールであり、市場国での販売機能に関するベイスラインの利益率について市場国の課税権を認めたいうえで、市場国がそれ以上の課税権を主張する場合には、紛争予防・解決メカニズムを講じる必要があるとするものである。

今後の予定

去る10月17日・18日に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においても、この取組み

を支持する方針が打ち出された。提案に対するパブリックコメントの提出期限は2019年11月12日とされ、その後2019年11月21日および22日に公聴会が開催される。

その結果を受けて、2020年1月までに包摂的枠組み(Inclusive Framework)において統合アプローチについての大枠合意をすることを目指している。

包摂的枠組みについて、特に発展途上国を中心に反対も根強いようであり、2020年1月までに大枠合意をすることができるとは、今後の1つの山場となるであろう。

金融

世界経済減速で注目を集める日本の金融緩和

10月からの消費税率引上げに伴い、日本の経済政策における次の一手が注目されている。

財政政策では、今年度の補正予算を算定して景気の下支えを図り、税率引上げによる景気へのマイナス影響を緩和する案がある。西村経済再生担当相は10月24日に国会で「補正予算の編成は現段階で具体的に想定して

いないが、今後適切に判断していく」と述べている。この発言は日米貿易協定に関連した質問に対するものだが、これだけでなく台風19号の被害にも対応する必要があり、財政面での措置が早晩打ち出されるとの見方が広がっている。

国際税務

デジタル課税に関する「統合アプローチ」提案の公表—OECD

去る10月9日、OECDは、デジタル課税に関するOECD事務局の提案として、「パブリック・コンサルテーション・ドキュメント 第1の柱の統合アプローチに関する事務局提案」(以下、「OECD事務局提案」という)を公表した。

そこでは、従来の議論を集約することを目的とした「統合ア

適用対象

OECD事務局提案は、高度にデジタル化された事業だけではなく、大規模な消費者向け事業を広く課税対象とすることを提案している。ただし、採掘産

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年10月11日	関西支部監査実務研究会「監査役(会)の視点から見たコーポレートガバナンス改革」	日本監査役協会	近時のコーポレートガバナンス改革の意義および監査役制度への影響、監査役の視点からみたガバナンス改革等についてまとめたもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-477.html	—
2019年10月18日	現物分配法人の株主が新株予約権を保有している場合の適格株式分配(適格スピノフ)該当性について(文書回答事例)	国税庁	現物分配が株式分配に該当するか否かは、完全子法人の発行済株式等の全部が移転するか否かにより判断されるため、本件現物分配の後に少数株主による新株予約権の行使に伴いスピノフする会社の株式が新規発行される予定があったとしても、その判断には影響を及ぼさないこと等が記載されている。 https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/bunshokaito/hojin/190531/index.htm	—
2019年10月18日	会社法の一部を改正する法律案	法務省	社外取締役の設置義務や取締役の報酬決定方法の透明化を定めるほか、株主1人が提案できる議案数の上限を規定するなど株主総会の円滑な運営を図るもの。各種報道によれば、政府は臨時国会での成立を目指している。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html	—

除けば、差し迫った市場の変動など緊急に対応すべき問題は無い。しかし、9月の全国消費者物価指数は生鮮食品を除く総合指数で前年同月比0.3%上昇となり、依然として日銀の物価目標である年率2%には遠い状況となっている。

米中貿易摩擦やブレグジットの影響も想定されるため、金融緩和手段を確保する必要性を指摘する声もあがっている。

こうしたなか、緩和観測の支援材料となる国際通貨基金(IMF)のデータが発表された。10月15日に公表された世界経済見通しでは、2019年の世界の経済成長率が3.0%になる

という予測で、7月時点の予測から下方修正となった。これは2008年のリーマンショック以降では最低水準であり、IMFは「深刻な落ち込み」としている。欧米など世界の主要中央銀行で金融緩和観測が広がっている状況下で、日銀も緩和への準備を迫られる可能性がある。

現在のイールドカーブ・コントロール、長期国債以外の資産買入れ、2020年春まで設定している長短金利水準のフォワードガイダンスといった政策手段のうちどれを動かすのか、あるいは新たな手法を打ち出すのか。今後の政策対応に注目が集まっている。

10月18日の日経平均株価は4月につけた今年の高値を上回り、年初来高値を更新している。今回の年初来高値更新は、為替相場で円高が回避され、円安気味に推移したことが一因とされている。業種別株価の動向をみると、消費関連のスーパー、百貨店の株価は堅調となっており、株式市場は消費税率上げの影響を限定的とみている可能性もある。

今回の高値更新には意外感が広がっている。今後の見通しについては、アメリカなどの海外情勢次第とみられている。

アメリカ市場の動向は、トランプ大統領の政策に左右される。景気後退を示唆する指標は増加しており、企業収益も減少に転じている一方で、企業業績を1株当たりの利益で見ると、自社株買いによる株数減少もあって堅調といえる企業が少なくない。これが現在の株価上昇を正当化しているとの見方もある。

トランプ大統領の今後の政策については、さまざまな憶測が広がっている。大統領選をにらみながら、支持獲得のために株式市場を意識した政策を打ち出してきている可能性もあり、動向が注目されている。

証 券
日経平均、年初来高値更新の意味

9月、10月と連続して大型台風が上陸し、産業では農業、製造業、サービス業などが打撃を受けた。消費税率引上げの影響も出てくると懸念されており、経済成長率の低下が懸念されている。

景気は年初来、低迷続きとされるが、消費需要は堅調なため、現状からの急激な落ち込みはないとみられている。政府は「景気は緩やかに回復」という表現を続けてきたが、これに対する大

きな批判や反発はみられない。人手不足による失業率低下・雇用増加のため、景気が改善していなくても消費者の不満は高まっていないとの見方もある。

景気とは対照的に、株式市場は活気づいている。10月初旬には米株価下落の余波を受けたが、その後米株価が米中貿易摩擦の状況改善という判断から回復に転じると、日本株価もそれに連動して回復・上昇となった。